

# 消防の動き



2026  
6  
No.662

特報

●「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」の概要



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



## 「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」の概要…… 4

令和8年6月号 No.662

### 巻頭言

いかなる災害にも屈せず、守るのは命。そして川崎市の未来  
(川崎市消防局長 大友 正人)

### Topics

2026年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表……………	10
令和8年度における消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況……………	11
令和8年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式……………	12
令和8年度消防研究センター等の一般公開（開催報告）……………	14

### 緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（令和8年4月1日現在）……………	17
-------------------------------	----

### 消防通信～望楼

海老名市消防本部（神奈川県）／豊中市消防局（大阪府） 西宮市消防局（兵庫県）／奈良市消防局（奈良県）……………	20
--	----

### 消防大学校だより

危機管理・国民保護コースにおける教育訓練……………	21
令和8年度 講師派遣について……………	22

### 報道発表

最近の報道発表（令和8年4月21日～令和8年5月20日）……………	23
-----------------------------------	----

### 通知等

最近の通知（令和8年4月20日～令和8年5月20日）……………	24
広報テーマ（6月・7月）……………	24

### お知らせ

6月7日～13日は「危険物安全週間」……………	25
地震に対する日常の備え……………	26
熱中症予防についてのお知らせ……………	27



■ 表紙  
本号掲載記事より



## 「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」の概要

総務課

### 1 検討会の開催

昨年11月18日に、大分市大字佐賀関地区で発生した火災は、焼損面積が約6.39ha（街区部分は23,321㎡）に及び、死者1名、負傷者1名のほか196棟の建物に被害を与えた。市街地における火災としては、平成以降では、平成28年の糸魚川市大規模火災、令和6年の輪島市大規模火災以来の大規模なものとなった。

消防庁では火災直後の11月23日から消防庁長官による火災原因調査に着手したところであるが、引き続き当該調査を踏まえて、密集住宅市街地における大規模火災に対して、今後取り組むべき火災予防、消防活動、避

難行動、装備・技術の充実強化等のあり方について検討を行うための「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」）を国土交通省住宅局と共同で設置した。

検討会は、火災工学、都市計画、消防活動、地域防災、行政法、マスコミなどの有識者委員に、全国消防長会を代表する消防関係委員を加えた合計12人から構成され、座長はNPO法人日本防火技術者協会理事長の関澤愛氏に務めていただいた。12月25日の初回会合以来、全4回の会合における活発な議論を経て、本年3月27日に報告書が取りまとめられ公表された。本稿では、検討会報告書の概要について紹介する。

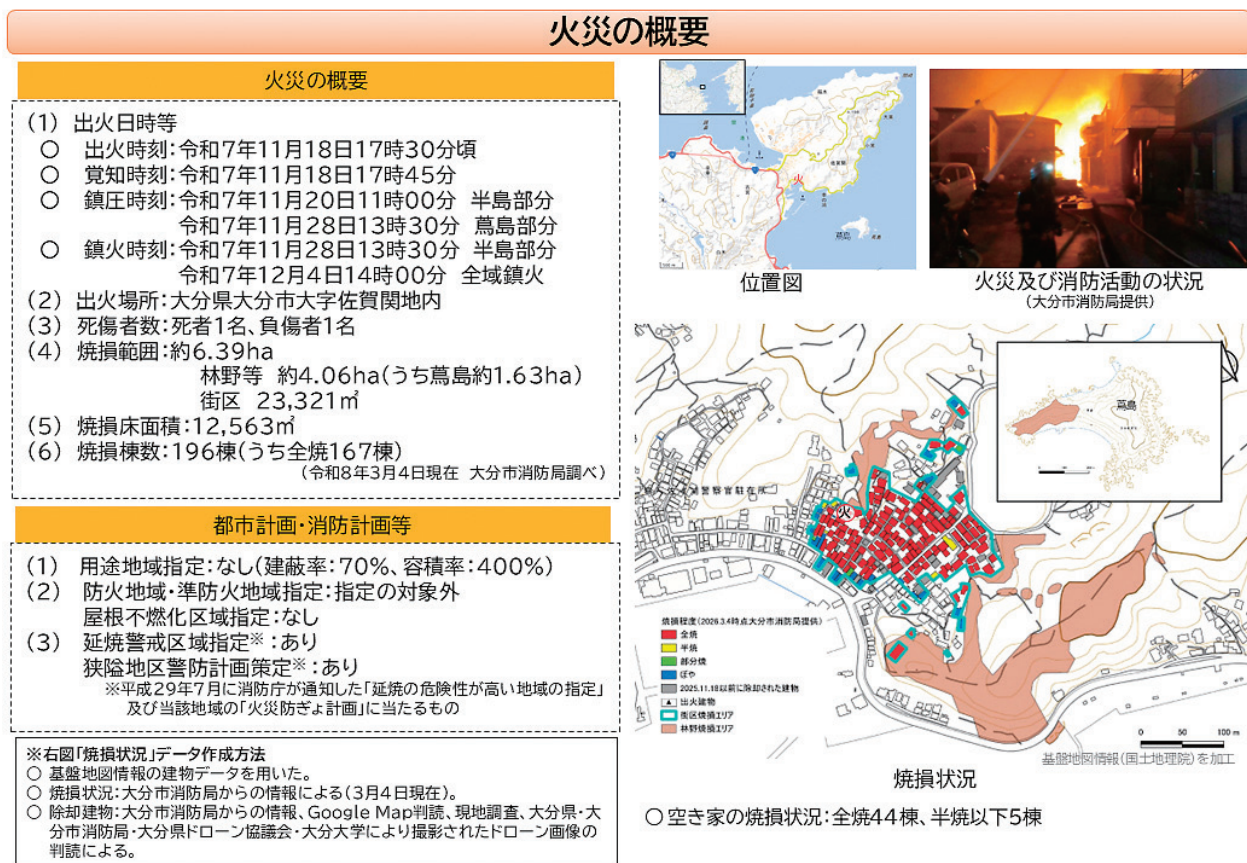


図1 火災の概要



## 2 火災の特徴

消防庁長官による火災原因調査の結果として、今回の火災について明らかになったことは以下のとおりである。

- ◆本火災の出火原因については、暖房器具、たばこ、電気機器、屋内配線及び放火について検討した結果、全体的に焼損が激しく火源を特定できる物証が認められないため、不明とする。
- ◆本火災は、以下のような要因により、延焼が拡大し、消防活動が困難であったと考えられる。

- ・降水が少なく、湿度は乾燥注意報発令基準に近く、強風注意報が出ている中で発生した。
- ・火元建物に隣接する2件は空き家であり、第一通報は約100m東の住民からであった。
- ・火災初期にホースラインを越える飛び火が発生し、延焼のおそれのある領域が初期に大きく広がった。
- ・風速や風向が変化したため、延焼や飛び火の方向・範囲が変化した。
- ・消防車が入れない道（坂、階段、カーブ、狭あい）が多く存在し、ホース延長が長くなった。
- ・古い建物が多く、密集している場所もあり、延焼の早い場所もあった。
- ・火災予防上管理が不十分な空き家が散見され、延焼や飛び火による火災の発生に影響を与えた可能性がある。

◆次のような場所で焼け止まりが確認された。建物の除却は現実的な延焼火災リスク低減方法の一つとして評価され得るものと考えられる。

- ・消火活動によるもの
- ・建物の防火性能+消火活動によるもの
- ・建物の防火性能+除却空地+消火活動によるもの
- ・空地の多い場所

◆火災の初期に発見ができなかったことは、隣家が空き家だったことの影響も考えられる。

◆延焼動態を復元した市街地延焼シミュレーションの結果、消防活動により、焼損棟数で43%、焼損建築面積で41%を減じたと評価された。

◆防火意識の高さ、自治会及び消防団等の避難支援により、迅速な避難がなされた。

◆本火災では、水道の配水池の水位は安定的に推移し自然水利（海水）も活用できた。木造密集集落の火災には、膨大な量の消火用水が必要であり、放水のための水利を確保できたことは重要である。

### 大分市佐賀関地区の特徴と消防活動への影響 ※大分市消防局への調査結果をもとに作成

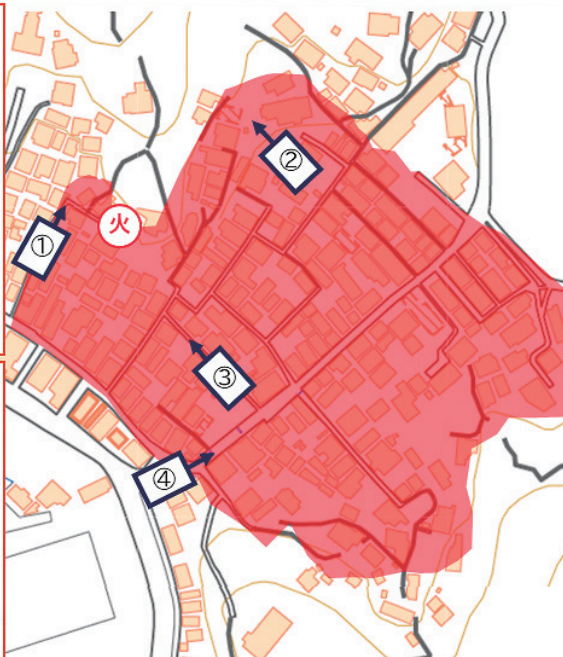
佐賀関地区は、**木造住宅が密集**し、ホースカーも通れない**狭隘路が多数**あるほか、年間を通じて**強風が多い**などの延焼危険要因があることから、大分市消防局は**延焼警戒区域に指定**している。これらの地域特性は、今回の大分市大規模火災における消防活動に、次のような影響を及ぼした。



① 住家が傾斜地に建ち並び、至る所に階段や坂があったことから、ホース延長や資器材搬送など、活動上の負担が大きかった。



② 延焼拡大に伴い、転戦を含む多くの筒先配備が必要となったことから、自然水利の活用等により、有効水圧を確保し活動にあたった。



③ 住家に囲まれ、周囲の状況把握が困難な箇所が多く、急激な延焼で退路を断たれる危険性がある中、留意して活動に従事した。



④ 延焼阻止線を設定したことで、延焼を免れた住家がある一方、飛び火により、阻止線を越えて延焼する住家があった。

図2 大分市佐賀関地区の特徴と消防活動への影響

### 3 報告書（対策パート）の概要

#### 1. 密集住宅市街地における防火安全対策のあり方

##### (1) 密集住宅市街地における火災予防

##### (i) 火災予防上管理が不十分な空き家等に係る取組の推進

密集住宅市街地の管理が不十分な空き家等については、火災予防条例（例）第24条（空き家の管理等）を踏まえ、消防本部においてもその把握や所有者等における適切な管理を促進することが必要である。

消防庁においては、関係省庁と連携の上、「(仮称) 密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン」を策定し、密集住宅市街地における空き家等について、消防本部において把握する対象や、管理が不十分で改善すべきものの目安、改善指導等の手順、関係部局と連携した情報共有や関係者への働き掛けに係る体制整備等を分かりやすく示すことが必要である。

また、密集住宅市街地の防火安全性を高めるためには、当事者である住民の理解・協力が不可欠であり、関係する法制度や支援措置等について、各地域の消防本部と建築部局が連携して住民への広報啓発を行うことが重要である。

##### (ii) 火災の早期覚知・通報

消防庁では、糸魚川市大規模火災を契機として、火災を早期覚知・通報するための方策として住宅用火災警報器と連動した戸外警報器や自動火災通報システムの導入を促進してきたところであるが、現状において幅広い展開には至っていないのではないかと考えられることから、その導入・普及に向けて優良事例の水平展開を行っていくべきである。

また、これらの機器等について、消防庁において関係事業者団体と連携し、より設置しやすい製品の開発・普及を図ることも重要である。

##### (2) 住宅等の密集している地域におけるまちづくり

老朽木造住宅が密集している地域は、延焼の危険性が高いことから、「地震時等に著しく危険な密集市街地」以外の密集地域においても、老朽木造住宅の密集状況や地形的な特性、強風等による大火の発生状況なども踏まえ、大規模な延焼火災が発生する可能性が高い地域がないか、住宅・まちづくり部局と消防部局が連携し、確認した上、ハード対策とソフト対策の両面から安全性を向上させる取組を行うことが重要である。

密集地域を地震や火災等の災害に強い地域へと改善し

ていくためには、延焼を抑制し、避難路となる道路の整備、避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え等を推進することが必要である。また、地元住民等の理解を得て進めるため、地域防災力の向上に資するソフト対策の推進も重要である。

空き家に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく財政上・税制上の措置や、特定空家等への指導・勧告等を通じた除却等の対策を促進するとともに、広報や相談対応等を通じて機運を醸成し、空き家の所有者等の自主的な対応を促すことが重要である。また、空き家所管部局と消防部局を含む関係部局が連携し、各々が把握した空き家の情報を適切に共有することは火災予防の観点からも有効と考えられる。

#### 2. 密集住宅市街地における消防活動・応援体制のあり方

##### (1) 火災防ぎょ計画の策定・充実

消防庁では、糸魚川市大規模火災を受け、全国の消防本部に対し、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定及び当該地域の火災防ぎょ計画の策定を要請してきたところであるが、この計画は、地域の特性や初動の消防活動だけではなく、当該地域における延焼阻止線の設定要領や継続的な水利確保の方法、必要な消防力の規模など、延焼拡大時の対応を含めた計画として策定しておくことが重要である。

また、人命検索や避難誘導等、消防活動に有用な情報として空き家についても火災防ぎょ計画に記載することも重要であると考えられる。さらに、近隣の消防本部からの応援要請等についても火災防ぎょ計画に記載しておくことで、より実効性の高い計画となると考えられる。

消防庁においては、火災防ぎょ計画の優良事例を示すとともに、延焼拡大時の対応を含めた火災防ぎょ計画策定要領を作成し、消防本部における火災防ぎょ計画の策定・充実を促していくべきである。

##### (2) 応援要請基準の明確化等

災害時に迅速に応援要請を判断するためには、消防力や地域の実情等を踏まえた具体的な応援要請基準を定めておくことが重要である。密集住宅市街地等の大規模な火災につながる危険性の高い地域を管轄する消防本部であれば、延焼シミュレーション等を活用した検討を基に、「強風注意報等の発表下において火災が発生した場合」、「〇棟以上延焼している場合」のように、具体的な事象の発生を引き金に応援要請をするよう定めておくことが

考えられる。

また、人員や車両・資機材が比較的充実している一定規模以上の消防本部においては、別の災害の発生に備えて管内全域で最低限待機しておくべき消防隊数を基にした要請基準を定めておくことが考えられる。

さらに、都道府県内の消防相互応援協定について、応援要請の判断の迅速化に資する取組として、応援要請前に近隣の消防本部が先遣出動する体制整備や、応援規模をあらかじめ明確にする仕組みを整備している団体の事例がある。消防庁においては、各都道府県や消防本部に対し、こうした優良事例の紹介を行うことで、取組の水平展開を図り、各地域の消防相互応援協定の充実を促していくことが重要である。

### 3. 密集住宅市街地での火災対応のための新たな装備・技術の活用・開発

今回の大規模火災を受け、密集住宅市街地における消

防活動に資する装備・技術について消防本部や民間事業者調査を行ったところ、以下のような装備・技術が各課題に対応して有効であることが明らかとなった。

#### ①狭所・傾斜地での迅速な消火

狭い路でも進入可能な小型運搬車や大容量小型ポンプ車、軽量で背負える可搬消防ポンプ 等

#### ②消防水利の確保

大容量送水車（スーパーポンパー）、大型水槽付き放水車、自動制御付きポンプ 等

#### ③延焼拡大状況の把握

隊員のバイタル情報や位置情報を把握できるデバイス、AIによる火災監視システム、自動飛行システムを搭載したドローン 等

#### ④飛び火等による延焼拡大の防止

水幕ホースや放水銃、建物火災に活用可能な消火薬剤、放水ロボット 等

#### ①狭所・傾斜地での迅速な消火



大容量小型ポンプ車



※イメージ

軽量で背負える可搬消防ポンプ

#### ②水利の確保



大容量送水車  
(スーパーポンパー)



大型水槽付き放水車

#### ③延焼拡大状況の把握

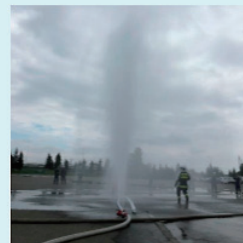


隊員の安全管理技術

AI火災監視システム



#### ④延焼拡大防止



水幕ホース



放水ロボット

図3 密集住宅市街地において活用が考えられる装備・技術

消防庁としては、今後、こうした装備・技術について、財政措置なども活用しながら導入の推進に取り組むことが重要である。特に、狭い路への進出や延焼拡大防止に資する大容量小型ポンプ車や放水ロボット・水幕ホース等は、首都直下地震時等の大規模火災対応にも極めて有効と考えられることから、全国の緊急消防援助隊への配備を早急に検討すべきである。

また、近年急速に発展しているAIやロボティクス等の新技術を活用したもの（例：AIによる火災監視システム、自動飛行システムを搭載したドローン）については、消防活動現場での実装を進めるため、その導入効果や運用方法を示していくことが重要である。

#### 4. 住民の避難行動等

今回の大規模火災については、多数の建物被害が生じた一方で、住民の迅速な避難行動等により、人的被害は最小限に抑えられたものと考えられる。今回、火災後に地元住民等に対する聞き取りを行ったことで、

- ・ 平時から地区内で勉強会・敬老会・回覧板の活用等により交流が行われ、近隣住民の容体など地域の最新状況を定期的に確認し合える環境があること
- ・ 自治会・自主防災組織・民生委員・防災士・消防団・福祉事業者等多様な主体が連携し、地域の実情に応じた避難訓練等を定期的実施しておくこと
- ・ 福祉専門職員等とも連携して避難行動要支援者名簿や個別避難計画を整備し、関係者で共有するとともに、それらを活用した訓練等平時の取組を行うこと

などの重要性が明らかとなった。こうした事柄について、消防庁においては、地方公共団体向け説明会等での紹介や自主防災組織に関する事業等を通じて全国への周知に努めることが重要である。

#### 4 おわりに

3月27日の報告書の公表を受け、同日、消防庁から各都道府県知事に対し、「大分市大規模火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和8年3月27日消防庁次長通知）とともに、報告書の各提言内容に対応して、関連通知を発出した。各地方公共団体・消防機関においては、報告書本体とともに、これらを参照の上、消防防災力の向上に努めていただきたい。

この度の検討会にご参加いただき、積極的に議論を交わしていただいた委員や関係省市等オブザーバーの皆様には厚く御礼申し上げます。最終の取りまとめ会合では、複数の委員から、提言した対策を、今後実効性のある形で現場に展開するとともに、継続的にブラッシュアップしていくことの重要性が指摘された。また、今回の火災を踏まえての対策は、人口減少や高齢化が進む地域に共通して有効と考えられるものであり、全国の消防関係者に広く発信すべきであるのご意見もいただいた。

消防庁としては、全国の地方公共団体・消防機関が密集住宅市街地等における大規模火災に的確に対応できるよう、関係者の声に丁寧に耳を傾けるとともに、適切に支援を行いながら、全国的な消防防災体制の整備になお一層に取り組んでまいりたい。

なお、本報告書は、関係の資料集を含め、総務省ホームページに掲載されているので、ご参照いただきたい。  
URL:[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-186/04/houkokusyo.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-186/04/houkokusyo.pdf)



大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書 概要

令和8年3月  
消防庁・国土交通省

火災の概要等

令和7年11月18日に大分県大分市佐賀間において発生した火災の概要は次のとおり。

1. 死傷者数：死者1名、負傷者1名
2. 焼損範囲：約6.39ha うち、林野等約4.06ha（うち篤島約1.63ha）、街区23,321㎡
3. 焼損棟数：196棟
4. 出火原因：暖房器具、たばこ、電気機器、屋内配線及び放火について検討した結果、全体的に焼損が激しく火源を特定できる物証が認められないため、本火災の出火原因は不明

<本火災の特徴>

① 強風注意報が発表される中、飛び火を伴いながら、急激に延焼拡大

② 密集住宅市街地であり、狭い道路が多い

③ 空き家が多いため、火災予防上管理が不十分な空き家も散見

※過去に建物が除却されたことにより生じた空地が焼け止まりに寄与した箇所も

④ 火元建物住民からの通報はなし。火元建物に隣接する二つの建物は空き家。

※第一通報（約100m東の住民）の時点で周辺に延焼拡大

⑤ 迅速な住民避難の実施

※消防団等による避難誘導、区長等による戸別訪問（避難呼び掛け）、サービス事業者等によるピストン輸送

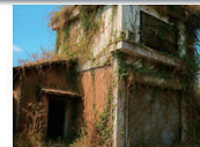


今後の消防防災対策

第1 密集住宅市街地における防火安全対策のあり方

1. 火災予防

- 消防庁において「（仮称）密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン」を策定  
【記載内容】火災予防上管理が不十分で改善すべきものの目安、改善指導等の手順、関係部局との連携等
- 火災の早期覚知・通報のため、住宅用火災警報器と連動した戸外警報器や自動火災通報システムの導入・普及



2. まちづくり

- 住宅・まちづくり部局と消防部局が連携し、大規模延焼火災の発生可能性が高い地域を確認し、ハード・ソフトの両面から対策
- 建物更新の進みづらい地域では、各種支援制度等により、空き家等の老朽建築物の除却、狭い道路の解消等を推進

第2 密集住宅市街地における消防活動・応援体制のあり方

1. 火災防ぎよ計画の策定・充実

- 消防庁において密集住宅市街地の火災防ぎよ計画策定要領を作成し、各消防本部の火災防ぎよ計画の充実を図る  
【記載内容】
  - ・延焼拡大時の対応（延焼阻止線の設定要領、継続的な水利確保方法等）
  - ・空き家の情報
  - ・応援要請の基準 等

【参考】火災防ぎよ計画の策定状況等（R7.12 消防庁調査）

- 全国の720消防本部のうち、大規模な火災につながる危険性の高い地域を有するとしている消防本部は471本部
- うち全地域で火災防ぎよ計画策定済みの消防本部は、410本部（87.0%）
- 一か所でも計画策定済みの消防本部は、444本部（94.3%）

一か所でも計画策定済みの消防本部（444本部）	うち延焼拡大時の基本方針の記載あり 32.2%（143本部）
	うち延焼阻止線の設定要領の記載あり 41.7%（185本部）
	うち応援要請に関する事項の記載あり 38.5%（171本部）

※空き家の情報を記載している消防本部あり

2. 適切な応援要請

- 各消防本部における応援要請基準の明確化  
【例】・強風注意報等の発表下において火災が発生した場合
  - ・棟以上延焼している場合
- 都道府県内の消防相互応援協定の充実  
【例】先遣隊の設定、出動までの時間と部隊規模の明確化

第3 新たな装備・技術の活用・開発

- 狭い路への進出や延焼拡大防止に加え、首都直下地震時等の大規模火災対応にも有効な大容量小型ポンプ車、放水ロボット、水幕ホース等について、緊急消防援助隊への配備を早急に検討



- 火災の早期覚知や飛び火による延焼拡大状況の把握に有効なAIによる火災監視システム、自動飛行ドローン等の新技術について、モデル事業の活用等により、現場実装を推進



第4 住民の避難行動等

- 本火災での迅速な住民避難等で得られた教訓を周知
  - ・地域コミュニティにおける共助のつながり
  - ・平時からの避難訓練の実施及び多様な主体（※）の連携  
※自治会、自主防災組織、民生委員、防災士、消防団、福祉事業者等
  - ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定・共有等

図4 検討会報告書 概要

問合せ先  
消防庁総務課  
TEL: 03-5253-7521

# 2026年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表

## 予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、2026年度全国統一防火標語を、

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

に決定しました。

この標語は、住宅防火対策等を推進する令和8年度の春・秋の全国火災予防運動等で防火標語として活用されます。

また、一般社団法人日本損害保険協会が作成する2026年度全国統一防火ポスターに掲載され全国の消防本部等において火災予防の広報に活用されます。

このポスターは20万枚作成され、全国の消防署や役所などの公共機関等に掲出されます。

今年度のポスターのモデルとして起用された塚本 恋乃葉（つかもと このは）さんは、第46回ホリプロスカウトキャラバンでグランプリを受賞し、『世界の果てまでイッテQ!』では、出川ガールとして出演しているほか、CM『永谷園』『株式会社イズミ』などにも出演し、活躍されています。



【2026年度全国統一防火ポスター】

### 【防火ポスターの歴史】

防火防災の意識向上を目的として、1949年度から「全国統一防火ポスター」の制作が始まりました。1979年度からポスターモデルにタレントを起用しており、これまでに数多くの芸能人が防火ポスターのモデルとなっています。ポスターモデルをきっかけに各界で活躍している方は多く、人々の関心の高さがうかがえます。また、防火標語は、誰にでも伝わりやすい言葉が使われています。

### 【過去の標語】

2025年度 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし  
 2024年度 守りたい 未来があるから 火の用心  
 2023年度 火を消して 不安を消して つなぐ未来  
 2022年度 お出かけは マスク戸締り 火の用心  
 2021年度 おうち時間 家族で点検 火の始末

### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 谷川・室中  
 TEL: 03-5253-7523

# 令和8年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

## 消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を4月21日付で行ったところです。

その概要は次のとおりです。

### 1 交付決定の概要

#### (1) 交付決定額

令和8年度における交付決定額の総額は66億657万3千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ①消防防災施設整備費補助金 11億5,648万6千円
- ②緊急消防援助隊設備整備費補助金 54億5,008万7千円

#### (2) 対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽151件、防火水槽（林野分）2件、活動火山対策避難施設1件、高機能消防指令センター2件を整備する事業について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付含む）87台、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車7台、救助工作車10台、災害対応特殊救急自動車126台、支援車7台、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車1台、救助消防ヘリコプター（資機材含む）3機、救助用資機材12件、高度救助用資機材6件、高度探査装置3件、高度救命処置用資機材119件、搬送用アイソレーター装置1件、緊急消防援助隊用支援資機材等6件、テロ対策用特殊救助資機材9件を整備する事業について交付決定を行いました。

### 2 地方公共団体ごとの交付決定の状況

地方公共団体ごとの交付決定の状況は、消防庁のHP (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

### 3 その他

地方公共団体におかれましては、引き続き適正な補助事業の執行をお願いいたします。

#### 問合せ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522

# 令和8年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式

総務課

## 【令和8年春の褒章】

令和8年春の褒章が4月29日付で発令され、全国の631名に授与されました。

そのうち、消防関係では、永年にわたり消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、消防団員として永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与された方々、計101名が受章し、5月13日（水）、中央合同庁舎2号館（総務省）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

### 令和8年春の褒章

黄綬褒章・・・7名  
 藍綬褒章・・・94名  
 合計・・・101名



林総務大臣から受章者代表への章記・褒章伝達  
 (春の褒章伝達式)



林総務大臣による式辞  
 (春の褒章伝達式)

## 【第46回危険業務従事者叙勲】

第46回危険業務従事者叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,644名に授与されました。

そのうち、消防職員として著しく危険性の高い業務に精励され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された計639名が受章し、5月19日（火）、ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

### 第46回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・354名  
 瑞宝単光章・・・285名  
 合計・・・639名



向山総務大臣政務官から受章者代表への勲記・勲章伝達  
 (危険業務従事者叙勲伝達式)



向山総務大臣政務官による式辞  
 (危険業務従事者叙勲伝達式)

## 【令和8年春の叙勲】

令和8年春の叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,876名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された計631名が受章し、5月20日（水）、ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

### 令和8年春の褒章

瑞宝中綬章	・・・	1名
瑞宝小綬章	・・・	35名
旭日双光章	・・・	6名
瑞宝双光章	・・・	97名
瑞宝単光章	・・・	492名
合計	・・・	631名

それぞれの伝達式では、伝達者（春の褒章伝達式及び春の叙勲伝達式は林総務大臣、危険業務従事者叙勲伝達式は向山総務大臣政務官）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力」する旨の誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。



林総務大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達  
（春の叙勲伝達式）



林総務大臣による式辞  
（春の叙勲伝達式）

# 令和8年度消防研究センター等の一般公開 (開催報告)

## 消防研究センター

東京都調布市の同じ敷地内に位置する消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターにおいて、4月に一般公開を開催しました。

この一般公開は、科学技術週間(「発明の日」(4月18日)を含む週)に実施しているもので、今回は、実開催(敷地内の施設の公開や実演等、4月17日(金)に実施)と、令和3年度から行っている動画公開(4月10日(金)～4月20日(月))を併せて実施しました。実開催では、589人が来場し、研究官による研究内容の説明や、実演の見学が行われました。

実開催では32項目を公開し、動画公開では100動画を配信しましたが、ここでは実開催における消防研究センター関連項目の一部について紹介します。

なお、消防研究センターホームページには、一般公開で配信した動画の一部や研究開発等に関する様々な動画を掲載していますので、是非ご覧ください。

(URL: [https://nrifd.fdma.go.jp/public\\_info/library/kenkyu\\_kaihatsu/index.html](https://nrifd.fdma.go.jp/public_info/library/kenkyu_kaihatsu/index.html))



[動画ページの二次元バーコード]

### 1 軽油の燃焼を紹介 (消防研究センター：実演)

軽油の火災危険性を示すために、水に浮かせた軽油の燃焼中に、水が高温の軽油と接触することにより、急激に沸騰して爆発的な燃焼となる「ボイルオーバー現象」を紹介しました。



写真1 軽油の燃焼実験

### 2 赤外線カメラを使った温度把握 (消防研究センター：実演)

物体の熱をとらえる赤外線カメラの特性の紹介と、ヒーターの高温部分や燃料の火炎を観察し、他の温度測定方法と比較する実演を行いました。

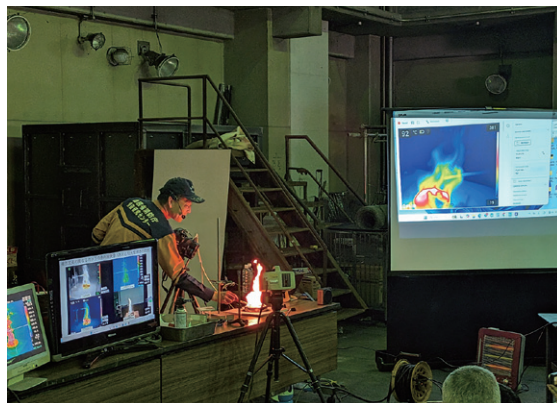


写真2 赤外線カメラを使った温度把握の実演

### 3 高発泡装置を用いた泡消火実験と水蒸気消火用ノズルの展示(消防研究センター:実演)

泡消火による消火原理の説明や、泡が流動展開していく様子を紹介しました。

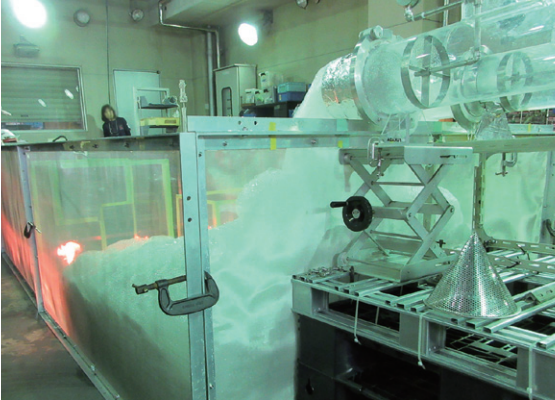


写真3 高発泡装置を用いた泡消火実験

### 5 危険な現場で使用するリモコン式の無人放水車の紹介(消防研究センター:展示)

消防隊員が近づくことができない危険な現場において、リモコン式無人放水車を使用して消火活動を実施する様子を紹介しました。



写真5 危険な現場で使用するリモコン式の無人放水車の紹介

### 4 原因調査室の業務の紹介(消防研究センター:展示)

第1鑑識室のX線CTシステム、デジタルマイクロスコップ等の調査機材を展示し、原因調査室の調査業務、研修業務、支援業務を紹介しました。



写真4 原因調査室の業務の紹介

### 6 消防大学校の教育訓練資機材(消防大学校:展示)

消防大学校における教育訓練で使用している消防車両等の展示を行いました。



写真6 消防大学校の教育訓練資機材

## 7 住宅用消火器の消火実演 (日本消防検定協会：実演)

住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演を行いました。



写真7 住宅用消火器の消火実演

## 8 避難所HUG (消防防災科学センター：実演)

災害時の避難所で起こる様々な出来事についてどう対応していくかを疑似体験できる避難所HUG（ハグ）の風水害版について、実演を交えて紹介しました。



写真8 避難所HUG

## 9 動画公開画面

動画公開については、消防研究センターホームページに次のような画面を設けて実施しました。



来年度も科学技術週間に併せて一般公開を開催する予定ですので、開催の詳細については消防研究センターのホームページ (<https://nrifd.fdma.go.jp/index.html>) をご確認ください。

### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター  
TEL: 0422-44-8331 (代表)

# 緊急消防援助隊情報

## 緊急消防援助隊の登録隊数（令和8年4月1日現在）

### 広域応援室

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条第4項により、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき消防庁長官が登録することとされています。

南海トラフ地震等の大規模災害に的確に対応するとともに、令和6年能登半島地震をはじめとする近年の実災害の教訓や社会情勢の変化を踏まえ、機動的な部隊運用を可能とするため、令和7年3月に基本計画※を改定し、令和10年度末までにおおむね7,200隊の登録を目標として増隊を進めることとしました。

※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

令和8年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は6,971隊となり、前年度より240隊増加しました。

今回の登録においては、消火、救助及び救急の主要3小隊の増隊に加え、基本計画の改定で新設された情報統括支援隊、安全管理部隊指揮隊及び救急特別編成統括救急隊の更なる充実を図りました。あわせて、近年の災害

の多様化・激甚化や実災害の教訓を踏まえ、車両・資機材の更新や機能強化を進めるなど、緊急消防援助隊の体制強化を推進しています。

さらに、消防庁では、基本計画に基づき登録された部隊の量的な充実に加え、質的な充実・強化にも取り組んでいます。近年多発している林野火災をはじめとする各種災害への対応においては、海水利用型消防水利システムによる遠距離送水体制の確保や、ドローン及び無人走行放水ロボット等を活用した上空・遠隔からの情報収集・消火活動の高度化が進められています。また、各都道府県大隊における資機材の活用により、人命救助や捜索活動においても着実な成果が上がっています。

加えて、拠点機能形成車等を活用した長期にわたる災害対応の体制強化が図られており、緊急消防援助隊に対する期待はますます高まっています。

各都道府県及び消防本部におかれては、基本計画に基づく緊急消防援助隊の充実・強化について、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

表1 部隊等別登録状況

隊種別	R7.4.1	R8.4.1	増減数 (R8-R7)	第5期計画 目標隊数
指揮支援隊(統括指揮支援隊を含む。)	57	59	2	60
情報統括支援隊	9	9	0	10
航空指揮支援隊	54	54	0	60
都道府県大隊指揮隊	160	164	4	160
統合機動部隊指揮隊	60	84	24	100
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12	12	0	10
NBC災害即応部隊指揮隊	54	56	2	50
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	50	51	1	50
安全管理部隊指揮隊	25	50	25	50
救急特別編成統括救急隊	30	58	34	50
消火小隊	2,423	2,437	14	2,530
救助小隊	621	725	104	800
救急小隊	1,555	1,594	39	1,620
後方支援小隊	903	938	35	990
通信支援小隊	44	45	1	50
特殊災害小隊	368	372	4	370
特殊装備小隊	504	516	12	500
水上小隊	21	21	0	20
航空小隊	77	77	0	85
航空後方支援小隊	59	59	0	60
合計※	7,086	7,381	295	7,625
重複を除く合計	6,731	6,971	240	7,200

※1 重複登録：登録要件を満たし、いずれの隊でも出動できる場合は、多様な消防活動に充当できるように、1台の車両を複数隊への登録を可能としたもの。現在410隊で重複登録。

※2 新規増隊数240隊 = 新規登録隊数273隊 - 登録抹消△33隊  
(新規登録隊数内訳：緊援隊補助金22、緊防債67、自主財源等108、無償使用車両76)



図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移 (令和8年4月1日)

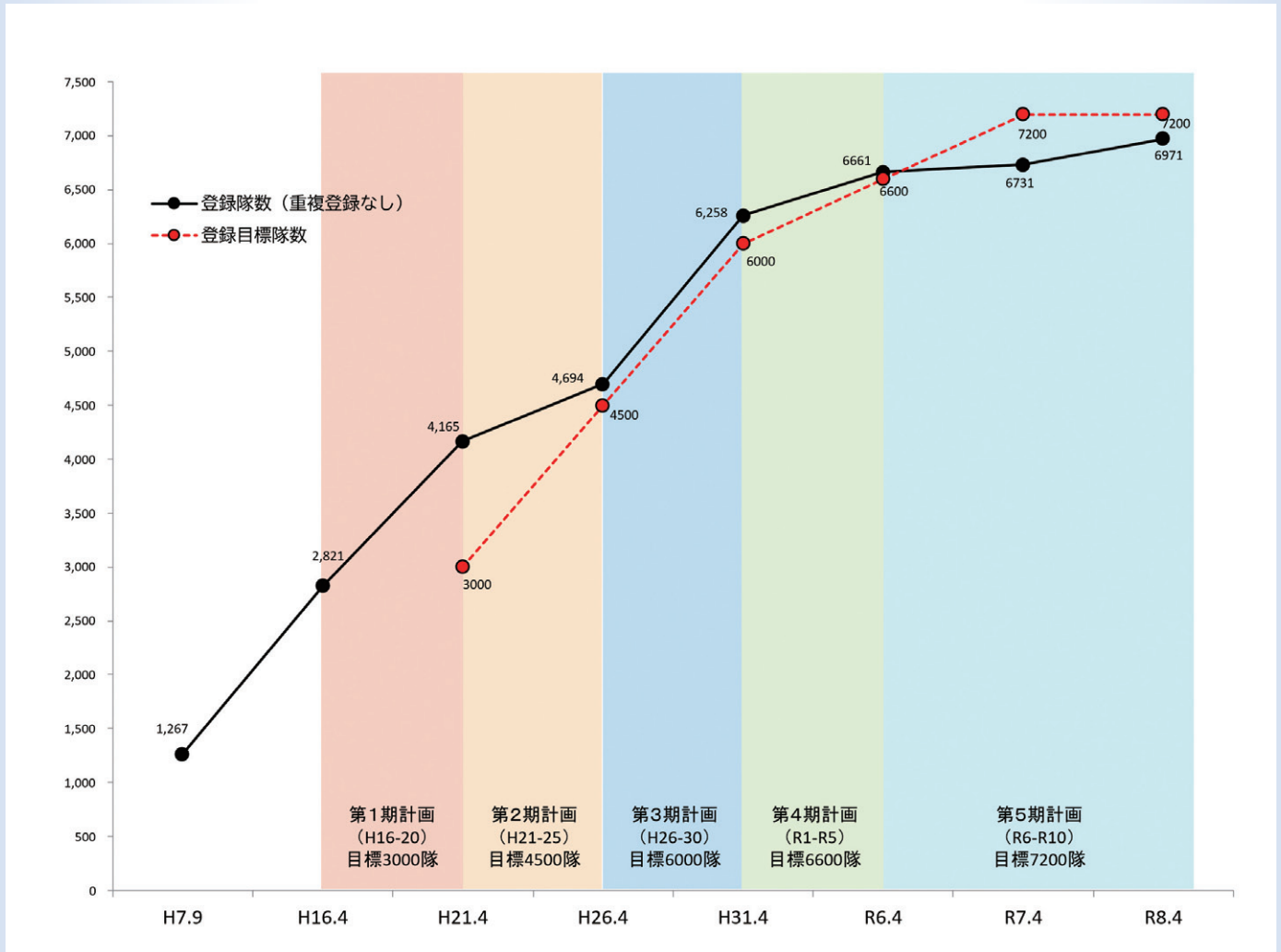




表2 令和8年度緊急消防援助隊登録状況

令和8年4月1日現在

都道府県	指揮支援隊	情報統括支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	災害即応部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤指揮隊	NBC災害即応部隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	安全管理部隊指揮隊	救急特別編成統括救急隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊				特殊装備小隊				水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計	重複を除く合計
																	対毒応小隊等	火災等対応小隊等	大規模危険物	等密閉空間火災	送水小隊	遠距離小隊	消防活動小隊	車両対応小隊					
北海道	3	1	2	7	2	1	3	1	1	1	1	156	32	95	38	1	11	20	1			1	25		3	2	407	389	
青森県			1	4	2		1	1	2	1	1	46	9	27	21	1	3	9				1	5		1	1	136	130	
岩手県			1	3	2		2	2	1	3	3	42	7	24	17	1	1					1	3		1	1	112	102	
宮城県	3	1	2	4	1		1	2		1	53	12	26	19	2	4	3	1	1		1	7		3	2	149	141		
秋田県			1	2	1		1	1	1	2	40	14	21	11		1	5					1	2		1	1	106	99	
山形県			1	3	2		1	1	1	1	30	11	19	16		1						1	2		1	1	92	87	
福島県			1	5	2		1	2	1	1	50	12	35	22	1	5	2		1			1	9		1	2	154	142	
茨城県			1	3	2		1	1	1	2	63	19	54	30	1	7	3					2	17	1	1	1	210	198	
栃木県			1	3	3		1	1	1	2	41	14	31	18		6						1	11		1	1	136	123	
群馬県			1	4	2		1	1	1	1	40	11	26	18	1	4						1	4		1	1	118	110	
埼玉県	3		1	5	1		1	1	1	1	108	30	61	44		11						3	19		3	1	294	285	
千葉県	3		1	4	2	1	1	1	2	3	106	28	70	51	1	14	8		1			1	20	2	2	1	323	303	
東京都	3	1	1	3	2		1	1	1	1	177	26	76	38	1	3	6	2	2	4	4	18	4	8	1	384	380		
神奈川県	8	1	2	3	1	1	3	1	1		97	37	73	36	2	12	11	3	6		5	24	2	4	2	335	327		
新潟県	3		1	3	2	1	1	1	1	1	63	19	41	23	2	9		2			1	5	1	1	1	184	177		
富山県			1	3	1		1	1	1	1	29	13	22	12	1	2	3					1	6		1	1	100	94	
石川県			1	3	2		1	1	1	1	30	8	17	17	1	3	3					9			1	1	100	91	
福井県			1	4	3		2	2	1	2	29	11	14	13	1	2	3					1	2		1	1	93	82	
山梨県			1	3	3		1	1	2	1	21	9	15	16	1	2						1	3		1	1	82	74	
長野県			1	3	2		1	1	1	2	51	19	37	20	3	3						1	14		1	1	161	151	
岐阜県			1	4	3		1	1	1	1	58	17	38	16	1	2						1	6		2	1	154	145	
静岡県	5		3	3	1	1	2	1	3	5	55	24	46	31		4	5		2	2	2	16		3	3	217	207		
愛知県	3	1	1	3	2	1	1	1	1	1	116	31	78	43	1	14	5	3		2	2	26	1	3	2	342	328		
三重県			1	3	2	1	1	1	1		46	10	33	15		1	4					1	5		1	1	127	122	
滋賀県			1	3	2		1	1	1	1	25	9	16	14	1	3						1	4	1	1	1	86	77	
京都府	3	1	1	4	1		1	1	1	1	46	18	23	15	1	4		1	1		1	9		2	1	136	129		
大阪府	5	1	1	5	1	1	2	1	1	5	133	31	66	33	2	9	11	1	3		1	22	2	2	1	340	325		
兵庫県	3		1	4	2	1	1	1	2	1	97	24	69	31	2	10	5		3		2	17	2	3	1	282	271		
奈良県			1	4	2		1	1	1		28	13	20	12	2	2						1	5		1	2	96	89	
和歌山県			1	3	2		1	1	1	1	30	11	18	12	1	7	2					1	1		1	1	95	82	
鳥取県			1	3	2		1	1			19	5	8	8	1	4						1	2		1	2	59	51	
島根県			1	3	2		1	1	1		22	6	24	8		1						1	4		1	1	77	71	
岡山県	3		2	3	2	1	1	1	1	1	44	17	27	13	1	4	5					2	9		2	2	141	136	
広島県	3	1	2	3	1		1	1	1	1	68	17	42	25	1	4	3		1	1		1	12	2	2	2	195	188	
山口県			1	3	1		1	1	1	1	40	11	24	17		4						2	7		1	1	116	108	
徳島県			1	3	2		1	1	1	1	20	13	17	8	1	2	3					1	6		1	2	84	76	
香川県			1	3	1		1	1	1		23	8	13	8		2						1	9		1	1	74	69	
愛媛県			1	3	1		1	1			30	12	22	14	1	2	3		2			1	7	1	1	1	104	99	
高知県			1	3	2		1	1	1	1	19	11	18	9	1	2						1	2		2	1	76	70	
福岡県	6	1	2	7	2	1	2	1		2	54	22	52	34	1	10	7	1				1	14	2	3	2	227	217	
佐賀県			1	3	2		1	1	1	1	17	9	13	10	1	1						1	4		1	1	68	64	
長崎県			1	3	2		1	1	1	1	35	8	25	13		2	2					1	2		1	1	100	92	
熊本県	2		1	4	1		1	1	2	1	35	14	30	16	1	5	3				2	3	8		1	1	132	126	
大分県			1	3	2		1	1	1	1	28	14	17	12	1	4						1	6		1	1	95	86	
宮崎県			1	2	1		1	1	1	1	18	7	16	12	1	2						2			1	1	68	61	
鹿児島県			1	3	2	1	1	1	1	1	33	13	30	15	1	4	5					1	5		1	1	120	110	
沖縄県				4	2		1	1	1	1	26	9	25	14	1	4	1					1	3				94	87	
合計	59	9	54	164	84	12	56	51	50	58	2,437	725	1,594	938	45	210	149	13	25	11	62	418	21	77	59	7,381	6,971		

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7569

## 「心理的安全性の高い組織をつくるための自己理解と他者理解」研修を実施

海老名市消防本部

令和7年11月11日(火)から11月13日(木)の3日間、全消防職員を対象にHealthy Field代表 福成 二三代氏を講師に迎え、「心理的安全性の高い組織をつくるための自己理解と他者理解」を実施しました。

自己理解と他者理解を深めるため、コミュニケーションカードを使用して、お互いの行動のクセを知り、より良い関係を築く一助となりました。

今後も研修を継続的に実施し、より良い組織づくりに努めます。



## 令和7年度EVバス事故対応研修

豊中市消防局

豊中市消防局では、阪急バス株式会社及びBYDジャパン株式会社の協力を得て、EVバスを使用した「令和7年度EVバス事故対応研修」を実施しました。

乗用車のEV車が増加する中、公共機関のバスもEV化が進んでおり、高出力駆動用バッテリーから流れる高圧電流の配線経路、電気遮断方法、救助活動時の対応等の説明を受け有意義な研修となりました。この研修で学んだことを部隊で情報共有し、救助技術の向上と災害対応力強化を図ります。



消防通信

望

楼

ぼうろう

## 土砂災害に備える～消防協力隊との合同救助訓練を実施

西宮市消防局

西宮市北消防署山口分署では、令和7年12月18日、西宮市消防協力隊の六甲カントリー倶楽部と連携し、土砂災害を想定した救助訓練を実施しました。

西宮市消防協力隊は、消防局、消防団に続く、「第3の消防隊」として位置付けられ、大規模災害時には地域と一体となって災害活動に従事します。

六甲カントリー倶楽部と消防機関の合同訓練は初めてとなりましたが、事業所の従業員が重機を操作して土砂を掘削するなど、事業所と消防職員が、それぞれの特性を生かした訓練を実施できました。



## マクドナルド×バンビシャス奈良×奈良市消防局コラボイベント開催！！

奈良市消防局

マクドナルド、B2バンビシャス奈良、南消防署が春の火災予防週間にあわせて防火啓発イベントをマクドナルド阪奈宝来店で開催しました。バンビシャスのマスコットの「シカッチェ」と奈良市消防局キャラクター「なっぴい」が登場し、消防車との記念撮影で子どもたちが笑顔を見せました。ミニフリースロー体験や消防防火衣の着用体験も行われ、楽しみながら防火意識を高める機会となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより



## 危機管理・国民保護コースにおける 教育訓練

消防大学校では、地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対する研修課程として、その業務に必要な法制度や施策の知識の習得及び危機対応の能力の向上を目的に「危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース」を実施しています。

令和8年度の危機管理・国民保護コース（第16回）では、学生36名が、消防大学校での8日間（4月20日～27日）の全寮制の集合教育を終え、全員が無事に修了しましたが、その構成は消防職員の他、一般行政職、警察、県危機管理部局への出向者、元自衛官と当校の研修コースの中で最もバラエティに富むものでした。

研修は、内閣官房、総務省自治行政局、消防庁の担当者、危機管理の専門家を講師として招き、危機管理の概念と基本構造、国民保護法制の概要・ケーススタディ、災害発生に備えた事前対策の重要性など、各分野の講義を実施し、危機管理担当者の業務に必要な知識及び能力の修得を図りました。能登半島地震での実務経験を踏まえた講義では、限られた時間と資源、乏しい情報の中で判断を迫られた実情が共有されました。対応すべきか否かの決断を下さなければならない場面もあったことが語られ、当時の過酷な状況が伝えられました。

本コースでは新たなカリキュラムとして国民保護図上訓練を取り入れました。弾道ミサイルの着弾を想定し、プレイヤー班とコントローラー班に分かれシミュレーションを実施、災害対策本部の動きをイメージし、実演後は各グループでの振り返りと講師からの講評を受けました。

課題討議では、地方行政における危機管理について、国民保護関係または自然災害等のテーマについて、各班で討議しその討議結果を発表しました。内閣府、消防庁及び危機管理行政のアドバイザーから講評をいただき、各自治体が直面している問題点・課題、課題解決に向けての対策・取組みなど、活発な意見交換が行われました。

研修を終えた学生からは、「全国各地の自治体がそれぞれ課題を抱えていることを知りました。それらを自分の所属に置き換えて考えると、これまで議題にも挙がらなかった問題が、実は核心をつくものであると気づき、大きな発見となりました。」「図上訓練では災害対策本

部の動きをイメージすることができ、所属に戻ってから危機管理部門の訓練としてぜひ取り入れたいと思いました。」「全国から集まった消防、警察、自衛隊、自治体という様々な立場の方々と寝食を共にし、様々な経験を聞き、考えに触れたことが私にとってのかけがえのない財産となりました。」等の所感が寄せられました。

今後は、消防大学校で得た学びや気づき、そして共同生活を通じて築かれた顔の見える関係を活かし、各自治体の課題解決や事業推進を担う先駆者としての活躍が期待されます。



課題討議



国民保護図上訓練



全体写真

問合せ先  
消防大学校教務部  
TEL:0422-46-1712

## 令和8年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育訓練の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請に基づき、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

令和8年度も多くの派遣要望が寄せられたところ、これに積極的に対応することとし、下表のとおり、45校131件（499時間）の講師派遣を決定しました。

なお、消防学校等での女性活躍推進のための取組（女性活躍推進に係る講義の実施や女性消防吏員のキャリアアップに関する先駆的な教育訓練に取り組みたい場合

等）を行うため、消防大学校の教官等の派遣を必要とされる場合は、追加で講師を派遣します。消防大学校教務部までご相談ください。

また、各消防学校に消防大学校の修了者リストを提供していますので、修了者を講師等として招聘することもご検討いただくなど、積極的に連携いただくようお願いいたします。

今後とも、消防を取り巻く環境変化を踏まえながら、広い視野や専門的・高度な知識・技術を持ち、指導力・統率力に優れた人材の育成に取り組んでいきます。

### ●講師派遣の予定

区 分		講 義 内 容	件数	時間数
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、管理職の役割、ハラスメント防止対策など	6	20
	中級幹部科	人事業務管理、現場指揮、消防時事、消防戦術と安全管理など	14	53
専科教育	警 防 科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	21	81
	救 助 科	災害救助対策、安全管理など	11	44
	救 急 科	救急業務の現状と課題、救急業務と法律関係など	3	10
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、予防査察など	21	86
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物施設に対する査察・違反処理など	5	20
	火災調査科	原因調査、事例研究、原因調査関係法規、鑑定・鑑識など	24	92
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害に対する消防活動要領など	11	41
その他	現場指揮、防火対策、安全管理など	15	52	
計			131	499

#### 問合せ先

消防大学校調査研究部  
TEL:0422-46-1713



## 最近の報道発表 (令和8年4月21日～令和8年5月20日)

### <総務課>

8.4.28	令和8年春の褒章	令和8年春の褒章（消防関係）受章者は101名で、褒章別内訳は次のとおりです。 黄綬褒章 7名 藍綬褒章 94名 計 101名
8.4.29	令和8年春の叙勲	令和8年の春の叙勲（消防関係）受章者は631名で、勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝中綬章 1名 瑞宝小綬章 35名 旭日双光章 6名 瑞宝双光章 97名 瑞宝単光章 492名 計 631名

### <予防課>

8.4.28	甲種消防設備士試験の受験に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）に対する意見公募	消防庁は、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める件の一部を改正する件（案）について、令和8年4月29日（水）から令和8年6月2日（火）までの間、意見を公募します。
8.5.14	第10回予防業務優良事例表彰の受賞団体の決定	消防庁では、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務を含む。）の取組のうち、他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とする「予防業務優良事例表彰」を平成28年度に創設しました。 この度、令和7年1月1日から12月31日までの間に各消防本部で力を入れた取組として応募があったものについて、予防業務優良事例表彰選考会議（委員長：重川希志依（常葉大学名誉教授））において審査を行った結果、「第10回予防業務優良事例表彰」の受賞団体を決定いたしました。受賞団体の決定に伴い、5月28日（木）に表彰式を開催します。

### <危険物保安室>

8.5.1	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和8年5月2日（土）から令和8年6月5日（金）までの間、意見を公募します。
-------	------------------------------------	--

### <国民保護運用室>

8.4.28	令和8年度における国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	国民保護法に基づき、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体その他関係機関及び地域住民が一体となった訓練を実施します。
--------	----------------------------------	---

### <参事官>

8.5.15	令和8年度 救助技術の高度化等検討会の開催	CBRNE 災害等に対応する装備資機材への新技術の活用等を目的として、令和8年度救助技術の高度化等検討会を開催することとしましたのでお知らせします。
--------	-----------------------	--



## 最近の通知 (令和8年4月20日～令和8年5月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	2026年4月20日	各都道府県消防防災主管課 各消防本部 非常備町村消防防災主管課	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について (情報提供)
消防予第164号	2026年4月21日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長	サウナ施設に係る衛生主管部局と連携した安全対策の徹底について
事務連絡	2026年4月28日	各都道府県消防防災主管課 各消防本部・東京消防庁・各指定 都市消防 非常備町村消防防災主管部局	消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁特殊災害室	ゴールデンウィークを迎えるにあたっての林野火災の予防の再徹底について
事務連絡	2026年5月1日	各都道府県消防防災主管課 各消防本部 非常備町村消防防災主管課	消防庁予防課	「木造立体迷路に関する安全基準ガイドライン」の周知について (情報提供)

## 広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②地震に対する日常の備え ③熱中症の予防 ④消防力の充実・強化のための新技術現場実装モデル事業	危険物保安室 防災課 救急企画室 技術戦略室	①火遊び・花火による火災の防止 ②石油コンビナート災害の防止 ③台風に対する備え ④全国防災・危機管理トップセミナー ⑤住民自らによる災害への備え	予防課 特殊災害室 防災課 防災課 地域防災室



## お知らせ



# 6月7日～13日は「危険物安全週間」

## 危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（令和8年度は6月7日（日）から6月13日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、都道府県、市町村、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会とともに、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」を危険物安全週間推進標語としています。

### 令和8年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 安楽 宙斗さん（スポーツクライミング選手）

### 都道府県・市町村等の実施事項

#### 1 危険物施設における保安体制の整備促進

危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

#### 2 危険物に関する知識の啓発普及

新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取り扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知します。

#### 3 危険物保安功労者の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行います。

### 危険物安全大会について

令和8年度危険物安全大会が6月8日（月）に開催され、危険物保安功労者表彰や優良危険物関係事業所表彰等を行います。

#### 問合せ先

消防庁危険物保安室企画係 齋藤、盛  
TEL: 03-5253-7524



# 地震に対する日常の備え

## 防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが適切に行動することが重要です。

そのためには、みなさんが日頃から地震について関心を持ち、地震への日常の備えなどについて家庭内で話し合い、防災・減災に取り組むことが大切です。

### 1. 家庭での防災会議

地震の時には、自分の身の安全確保を第一に考え、家族がその場に合った行動をとれるように日頃から情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわかりません。様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。
  - ・家の中でどこが一番安全か
  - ・避難場所、避難路はどこか
  - ・非常持ち出し袋はどこに置いてあるか
  - ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- 緊急地震速報から揺れるまでは、わずかな時間しかありません。普段から身の安全を確保できる場所を確認しておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報や避難場所などを記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。
- 市町村が発行している防災ハザードマップなどを参考に、地域の危険な場所を把握しておきましょう。
- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合い、避難先までのルートを確認しておきましょう。



### 2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれに被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を決めておきましょう。

- 自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られています。NTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで覚えておきましょう。

### 3. 備蓄品・非常持ち出し品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。

水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。

避難する時に持ち出す『非常持ち出し品』を常備しておきましょう。

- 支援物資が届くまで時間がかかる可能性があることを考慮し、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料品を備蓄しておきましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものが異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを準備しておきましょう。
- 備蓄品は、消費期限などを考慮しながら、定期的にチェックし、入れ替えましょう。
- 非常持ち出し品として、飲料水、食料品、携帯できる簡易トイレ、衣類、救急用品、マスク、懐中電灯など避難生活に最低限必要なものを準備しておきましょう。
- 非常持ち出し品は、玄関など持ち出しやすいところに準備しておきましょう。また、持ち運びの容易さなどを考慮して、リュックサックなども準備しておきましょう。



### 4. 防災活動への参加

地震に備え、避難訓練などの地域の防災活動に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間です。各地域で催される防災イベント等に積極的に参加しましょう。
- 災害時に円滑に助け合いができるように、日頃から地域の防災活動に参加して、ご近所の方と協力し合える関係を築いておきましょう。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525



# 熱中症予防についてのお知らせ

## 救急企画室

### 1 はじめに

昨年は、多くの地方で最も早い梅雨明けとなり、6月から非常に厳しい暑さとなりました。6月中旬には、熱中症による救急搬送人員は急激に増加し、6月の1か月間で17,229人が熱中症によって救急搬送され、6月分の調査を開始した平成22年以降で最多となりました。本格的な夏の到来に備えて、早めの熱中症予防を心がけることが重要です。

前回(4月号)は、「暑くなる前」からできる熱中症予防として、暑熱順化(暑さに体を慣らすこと)について紹介しました。今回は、「暑い時期」に行う熱中症予防と、熱中症になってしまった場合の対処法について紹介します。

### 2 熱中症にならないために

梅雨の合間や梅雨明けなど、急激に暑くなる時期は、特に熱中症に注意が必要です。意識的に次のような熱中症予防を行いましょう。

- ・外出時は日傘や帽子で直射日光を避ける、日陰での休憩を心がける
- ・こまめに水分・塩分補給をする
- ・部屋の温度に注意して、エアコンや扇風機を有効活用する
- ・「熱中症警戒アラート」発表時はできるだけ外出を控える



### 3 熱中症になってしまったら

めまいや立ちくらみ、頭痛やけいれんなど熱中症による症状はさまざまです。周囲で熱中症が疑われる症状が出た場合は、次のような応急手当を行ってください。

- ・涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- ・エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす

応急手当時のポイントは次のとおりです。



意識障害(受答えや会話がおかしい)や運動障害(普段通りに歩けない)など、明らかに様子がおかしい時は、ためらわずに救急車を要請してください。

判断に迷った場合は、救急安心センター事業(#7119)等をご利用ください。



#7119 サイト

### 4 消防庁の取組

消防庁では、熱中症による救急搬送人員の実態を明らかにすることで、熱中症予防の普及啓発活動や夏期の円滑な救急業務を推進するため、5月から9月まで「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」を実施し、その結果について、週毎に速報値を、月毎に確定値を公表することとしています。

また、「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁と連携し、熱中症予防の普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施しています。特に、気温が上昇するなど、熱中症のリスクが高まりそうな際、消防庁X(旧Twitter)を通じて、熱中症予防に関する呼び掛けを一層強化して発信していきます。

### 5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、未然に防ぐことができます。本格的な夏が始まりますので、積極的に熱中症予防に取り組みましょう。

総務省消防庁HP  
熱中症情報



問い合わせ先  
消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529

2026年度  
全国統一  
防火標語



塚本恋乃葉

# 火の確認 いい日を支える いい習慣

日本損害保険協会は、「防火ポスターの作成」や「自治体・離島への軽消防自動車の寄贈」を通じて、全国の防災・防火力強化を図っています。

一般社団法人  
日本損害保険協会

防災に関する  
情報はコチラ



後援：  
FDMA 総務省消防庁  
住まようもに Fire and Disaster Management Agency

モバイルバッテリーの  
火災予防動画はコチラ



一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社 (2026年4月1日現在)  
あいおいニッセイ同和損保/アクサ損保/アニコム損保/AIG損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/ドコモ損保/キャピタル損保/共栄火災/さくら損保/ジェイアイ/セコム損保/全管協いわ損保/ソニー損保/損保ジャパン/SOMPOダイレクト/第一アイベツ/大同火災/東京海上日動/東京海上日動/トア再保険/日新火災/日本地震/ペット&ファミリー損保/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/ヤマブネイチャランス/楽天損保/レスキュー損保

地震による火災は、火災保険では補償されません。地震保険で備えましょう。

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>